日本の国籍を持たない者の添付書類

区　分	1　免許申請、再交付申請	2　籍又は名簿の訂正申請、書換交付申請
ア 短期在留者	**添付書類　：　旅券その他の身分を証する書類の写し** **留　意　事　項** 【旅券】 ・　籍又は名簿の登録事項（国籍、氏名、生年月日、性別）が記載されている頁であること。 ・　都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。（原本照合可） ・　英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。（申請者が作成のもので可） 【その他の身分を証する書類】 ・　当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項が記載されているもの。 ・　具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書　など。 ・　外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。 ・　免許申請に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。（原本照合可）	**添付書類　：　旅券その他の身分を証する書類の写し 申請の事由を証する書類** **留　意　事　項** 【旅券その他の身分を証する書類】 ・　同左 【申請の事由を証する書類】 ・　当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、訂正申請する登録事項（氏名、国籍等）の**変更前の内容が記載されているもの**。 ・　具体的には、当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書で変更箇所を訂正する記述がされていることにより変更前の内容が確認できるもの。 ・　外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。 ・　申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。（原本照合可）
イ 中長期在留者 特別永住者	**添付書類　：　住民票の写し** **留　意　事　項** 【住民票の写し】 ・　発行の日から六ヶ月以内のもの。	**添付書類　：　住民票の写し 申請の事由を証する書類** **留　意　事　項** 【住民票の写し】 ・　同左 【申請の事由を証する書類】 ・　公的機関が発行した書類で、訂正申請する登録事項（氏名、国籍等）の**変更前の内容が記載されているもの**。 ・　具体的には、改正原住民票、住民票除票、婚姻受理証明書、離婚受理証明書、廃止された外国人原票、当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の公的機関が発行した書類で変更前の内容が確認できるもの。 ・　外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。 ・　申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。（原本照合可） ・　変更の履歴が記載されている「住民票の写し」が添付されている場合は、「申請の事由を証する書類」とみなすことが可能。